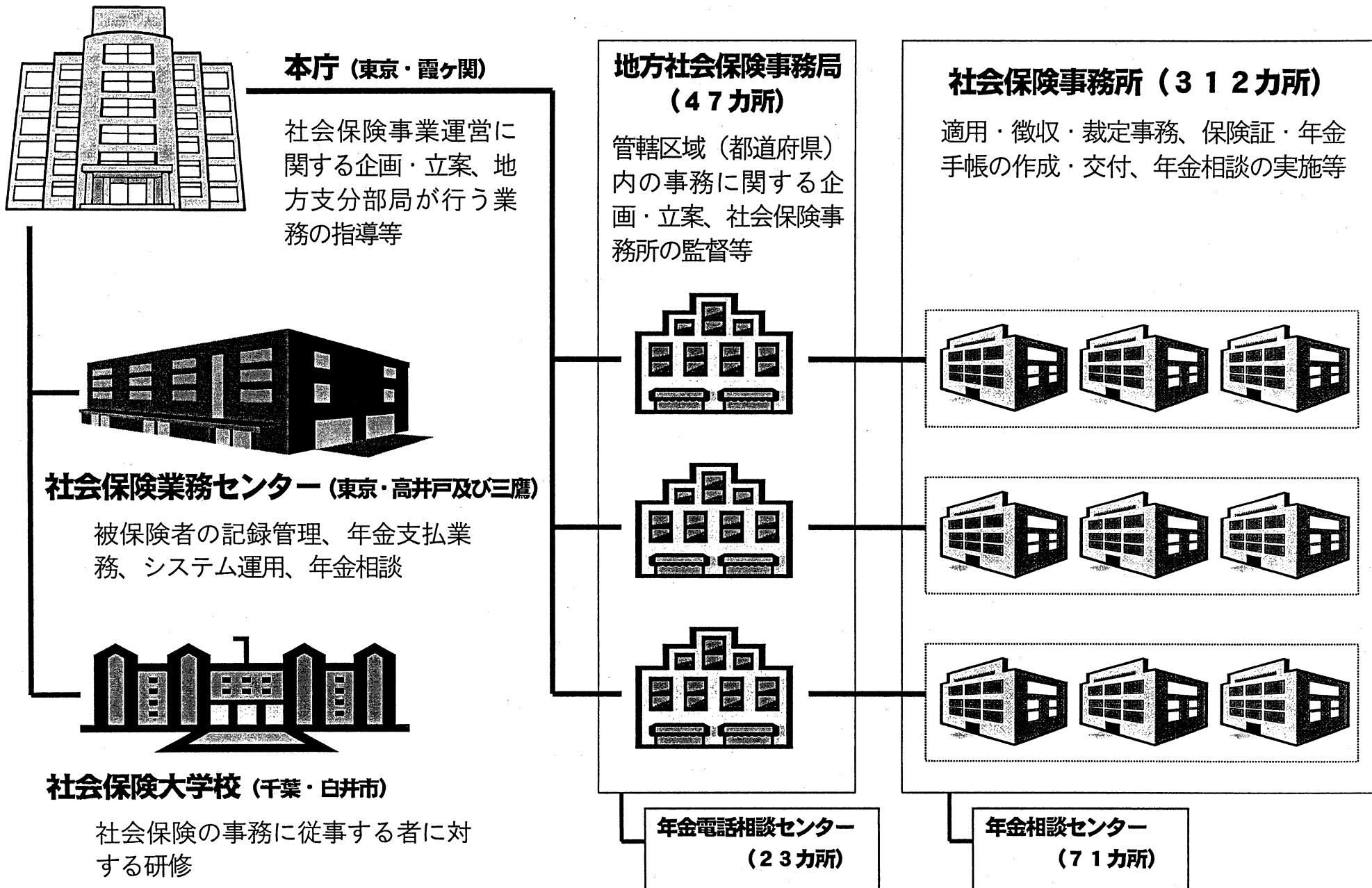
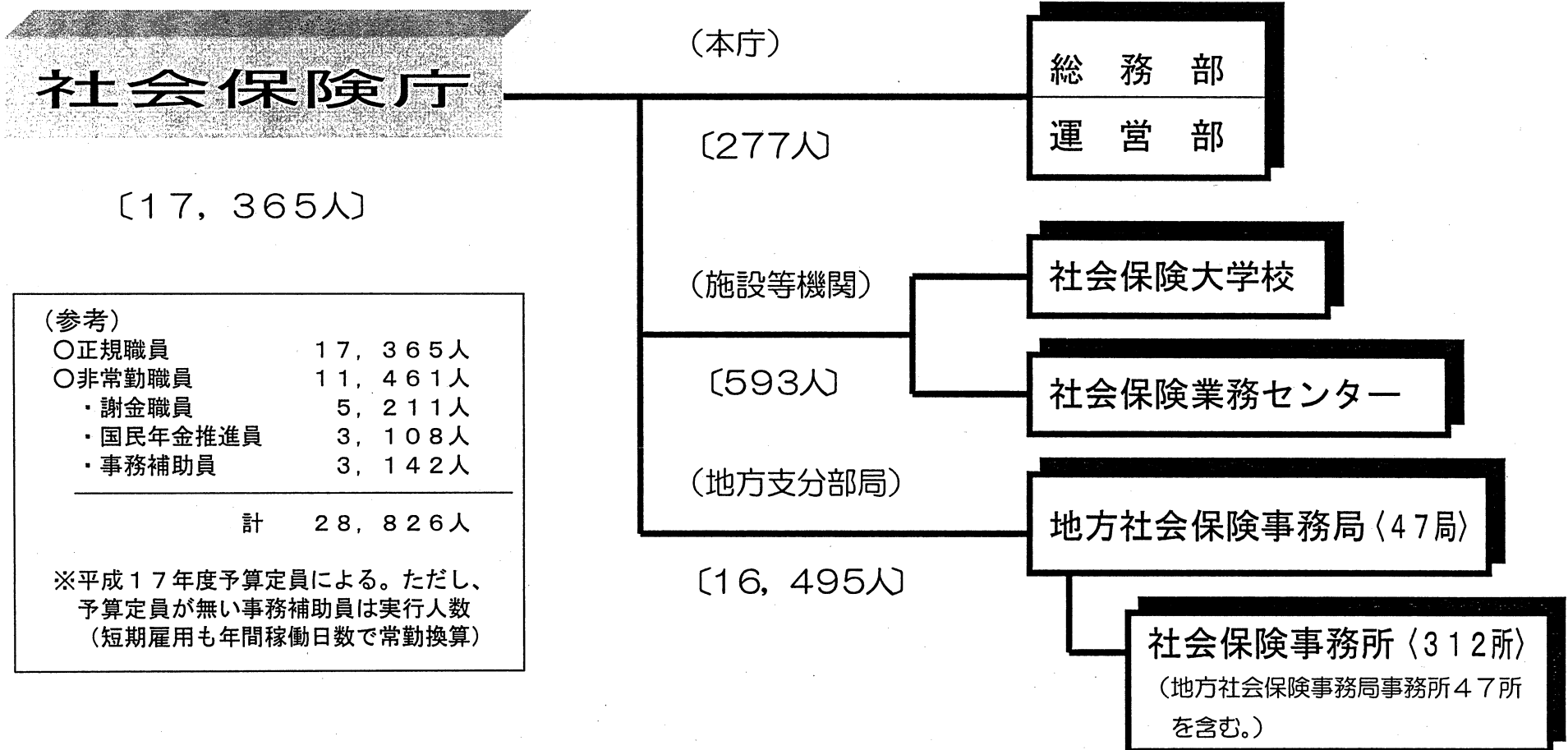


2. 社会保険庁の組織 (平成17年度6月末現在)



3. 社会保険庁の職員数

(平成17年度末定員)



(参考)

○正規職員	17,365人
○非常勤職員	11,461人
・謝金職員	5,211人
・国民年金推進員	3,108人
・事務補助員	3,142人
計	28,826人

※平成17年度予算定員による。ただし、予算定員が無い事務補助員は実行人数(短期雇用も年間稼働日数で常勤換算)

4. 社会保険庁が実施する事業の概要

○政府管掌健康保険事業

法人事業所等に使用される者を被保険者とし、その業務外の疾病、負傷、死亡及び出産に対して療養の給付を行う健康保険事業のうち、政府が運営主体（保険者）となっているもの（政管健保以外の保険者としては、健康保険組合、共済組合、市町村国民健康保険などがある。）。主に中小企業の従業員とその家族が加入する。

○年金保険事業

・厚生年金保険制度

事業所に使用される労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者とその遺族の生活の安定を図ることを目的とする長期保険制度であって、政府が管掌しているもの。

・国民年金制度

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者を被保険者とし、老齢、障害又は死亡について給付を行い、国民生活の維持及び向上を図ることを目的とする年金制度であって、政府が管掌しているもの。

○船員保険事業

船員法の適用がある船員を対象とし、陸上労働者に対する健康保険、雇用保険及び労働者災害補償保険に相当するものを包含した総合保険（職務外の年金部門は、昭和61年に厚生年金保険に統合）であって、政府が管掌しているもの。